

家庭的保育、小規模保育事業等

変更届添付書類一覧表

○：必須 △：場合により添付要

届出書類 変更届が必要となる変更事項	変更式届出3号	事業式第1号	事業式第1号	事業式第1号	事業式第1号	表従業員	位置図	事業所平面図	設備・備品等一覧表	配置図	経歴書	運営規程	施設に関する調書	誓約書（※特定地域型保育に係るもの）	定款または寄付行為等	法人登記事項証明書	賃土地建物賃借物の登記記載事項証明、	（理事会の議事録）	搬入の搬入書等	外部の搬入書等	運調書	定章及び連携協定に関する	備考
	家庭的保育事業等	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書	増地増建申請書

認可・認定にかかる変更届出事項（児童福祉法施行規則第36条の36第1項及び第6項、大津市児童福祉施設等の認可の手続等に関する規則）

1	名称、種類及び位置（住所）	○					△											○					※変更のあった日から1月以内 ※移転の場合は要事前協議のこと
2	設置者の名称及び所在地	○														○							※変更のあった日から1月以内
2	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	○						○	○	△			○				△						※変更日より先に、あらかじめ提出 ※各部屋の面積が分かるもの ※増築の場合は、必要に応じて消防用設備等検査済証、建築基準法による検査書の写しを提出すること ※新・旧図面 ※取得・工事を伴う場合は、変更後の写真
3	事業の運営について重要事項に関する規程																						
	ア：定員変更	○				○		○	○	△			○					○					※変更日より先に、あらかじめ提出
	イ：運営規程	○										○											※変更日より先に、あらかじめ提出 ※新旧運営規程及び新旧対照表を添付
4	経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員（管理者）の氏名及び経歴	○									○（施設長）							○					※変更日より先に、あらかじめ提出
5	給食の提供方法（外部購入⇄自園調理）	○						○											○				※変更日より先に、あらかじめ提出 ※図面については、調理室図面

特定地域型保育事業看護園内容変更届出事項（子ども子育て支援法第47条第1項、同法施行規則第41条第1項、大津子ども子育て支援法施行細則）

1	事業所の名称、所在地			○			△																※変更のあった日から10日以内
2	設置者の名称又はまたる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日、住所、職名			○										○（代表者）		○							※変更のあった日から10日以内 ※登記事項証明書は変更後のものを添付
3	定款・寄付行為・登記事項証明書等（当該確認に係る事業に関するものに限る。）			○											○	○							※変更のあった日から10日以内 ※H P等で閲覧できる場合は届不要（登記事項を除く）
4	事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）及び設備の概要			○				○	○	△													※変更のあった日から10日以内 ※各部屋の面積が分かるもの ※新・旧図面
5	事業所の管理者の氏名・生年月日及び住所			○							○												※変更のあった日から10日以内
6	運営規程			○								○											※変更のあった日から10日以内 ※新旧運営規程及び新旧対照表を添付
7	地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項			○																			※変更のあった日から10日以内
8	設置者（法人）の役員氏名、生年月日、住所			○										○（役員）									※変更のあった日から10日以内
9	連携施設			○																○			※変更のあった日から10日以内

看護園内容変更届出事項（子ども子育て支援法第47条第1項及び2項、同法施行規則第40条及び41条第3項、大津子ども子育て支援法施行細則）

1	利用定員の減少			○	○		○	○	△			○					○						※あらかじめ協議を行ったうえで、定員減少する日の3月前までに提出
2	利用定員の増加		○		○		○	○	△			○					○						※あらかじめ協議

※ 内容によって、複数の変更事項に重複して該当する場合があります。
例) 位置変更→使用する建物等も変わるので+建物その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更及び運営規程の所在地に変更が生じるので、運営規程の変更にも該当。
例) 定員の増加→定員の変更及び運営規程の変更にも該当。